

(5) 趣味の向上、修養、娯樂に関する材料

(6) 社會制度及社會的施設を理解させるに必要な材料

(7) 他教科に於て學習する材料は成るべくそれを利用すること。

二、教材配列の方針

(1) 大體法制的材料を第一學年に、經濟的、社會的材料を第二學年に配當すること

(2) 學校生活、行事、訓練要項、及季節との關係を密接にすること、

(3) 従つて大體は系統的に配列するを可とすれども、餘りに之に囚はれないやうにすること

(4) 他教材で學習する公民的教材は、其の整理補習總括となる様に、後に取扱ふこと。

三、選擇配列の實際案

以上の方針に基いて、實際に選擇配列して見た教材表には一案として次の様なものが出來た。

公民的知識に関する教材例

高一、題材

- 一、我が國の家
- 二、親子
- 三、相續
- 四、親族
- 五、戸籍
- 六、家風と家法
- 七、伊勢神宮と明治神宮
- 八、國家的精神(愛國心)
- 九、我が國の憲法
- 一〇、皇室典範
- 一一、我が皇室
- 一二、參政權
- 一三、帝國議會

高二、題材

- 一、納税
- 二、國防
- 三、教育
- 四、國家の財政
- 五、外交
- 六、國際聯盟
- 七、一家の經濟
- 八、經濟と道德
- 九、職業
- 一〇、資本と勞働
- 一一、△産業組合
- 一二、物價と市場
- 一三、組合

(讀本)

- 一四、政黨
- 一五、國務大臣と樞密顧問
- 一六、官廳と官吏
- 一七、△法律と道徳 (讀本)
- 一八、地方自治團體(市町村)
- 一九、自治の精神(愛郷心)
- 二〇、市町村長
- 二一、市町村會議員
- 二二、市町村公民
- 二三、選舉
- 二四、我が村の財政
- 二五、市町村是
- 二六、模範町村の話
- 二七、警察

- 一四、△會社と銀行 (讀本)
- 一五、△保險 (讀本)
- 一六、貯金と預金
- 一七、社會的精神(社會奉仕)
- 一八、社會事業
- 一九、交通道徳
- 二〇、郵便電信
- 二一、水道、瓦斯及電燈
- 二二、公園
- 二三、圖書館
- 二四、新聞雜誌
- 二五、娛樂
- 二六、會合と修養
- 二七、少年團

- 二八、裁判所
- 二九、裁判と陪審

- 二八、青年會處女會
- 二九、善良有爲の公民

(備考) 一、△印は讀本所載の材料に付實際には省く、

二、本題材は主として都市に適するものである。

四、佛國高等小學校の公民科要目 (一九〇九年公布男女共通)

(一) 佛國公民の各個の權利、

民事上の平等、個人の自由。信教及宗派の自由。勞働商業及産業の自由。集會及結社の自由。出版の自由。

(二) 國民主權及普通選舉

憲法權力立法權執行權。元老院及代議院。共和國大統領。大臣。代議政體。

(三) 行政制度

中央及地方行政。佛國領土を縣郡及市町村に區劃すること

(第一) 縣縣知事及縣會縣參事會。

(第二) 郡郡長及郡會。

(第三) 自治體。市町村長及市町村會。

(四) 司法制度

裁判の公開。民事及商事裁判。

(第一) 治安裁判所判事

第六節 學校生活の公民化

學校の生活は、一種の小公共生活であることは屢々述べた處である。教師對兒童相互の生活關係は、又種々の關係に別れて、各人格が依存的に砥礪せられ實現せられて進み行くものである。人生は行路であるとすれば、學校生活も亦人生行路の途上であることは免れない。學校生活を以て一種の公民生活の訓練場と見ることは至當であらう。

而して學校生活を公民訓練場とするのにも、大體二種のやり方があるやうである。

一、は學校の組織を全然小社會・小自治體と見做して新に建設するものである。

一、は普通學校内に、努めて公民的自治的訓練の施設を行ふとするものである。前者は稍々極端の計畫であるだけ、うまく行けば兒童の公民性の訓練の上に、顯著な効果が擧るであらうと思はれる。かゝる主張者は其の効果を列擧してゐるものもある。

後者は比較的温健で如何なる學校にも其の精神を採用し得るからして、顯著ではないけれども徐々に而も堅實に、公民性の訓練を爲し得る確實性が認められる。以下第一の部類に屬する方法より順次述べて之を適用する上の注意に及ばうと思ふ。

一、公民的自治訓練の諸方案

(第一) ゲーリー學校の制度組織。ゲーリースクールは北米合衆國のゲーリーといふ新工業都市に於て學務官ウキルト氏に依て創唱經營せられたもので、新教育の方法として色々の方面から有名になつた學校である。教育改造の參考として名聲を擧げてゐる。茲には只公民的訓練の立場から之を調査して見ることに止める。中にも彼のフレイベルススクール(有志學校)は、高尚な民主的俱樂部の形をな

してゐる。何れの部分でも生徒會議といふ生徒の自治機關によつて、學校の行事が運用されて行く。又エマートン學校改良期成協會といふ様な會合の力によつて、其の實績を收めつゝある。此等は米國流の社會的訓練の具體化したもので、米國では敢て奇とするに足らないが、全市民の精神的中心を學校に集め、全市民の俱樂部であり生徒の市民的訓練の場所と見て、講堂、運動場、教室、作業室の四ヶ所の仕事、有機的經濟的に利用せられて、學校生活其物が一種の社交俱樂部の觀を呈してゐる。そこで小社會人は形成せられ、公共的精神は練られて行くのである。

更に市民の爲め青年の爲にも廣く開放せられて、各種の會合の場所として充てられてゐる。兒童生徒は十二ヶ年の間此學校であり、小社會であり、俱樂部である。我市の中心に通ふことによつて、市民としての知徳と愛市心を訓練されるのである。

(第二)ギルの學校市、學校國制度。ギル氏は北米合衆國に於て、學校市及學校國といふ學校に於ける一種の自治制度を行つてゐる。

其の主張する處によると、教師の絶對的權力の下に兒童を訓練し來つたことが、延ては政治上の自覺を妨げ、腐敗に導く重なる原因であると考へた。それで北米

合衆國の共和政治や、自治政治の腐敗を防ぐ上には、學校に於ける此の自治的訓練が極めて必要な治療法であるといふのである。

從來の訓練法の様に、教師の絶對的權力の下に、兒童を全然受動的の位置に据ゑて訓練し、全然人に依て治められる訓育方針を取ることは、專制政治の國民、官治時代の國民封建時代の人民を作るには適當してゐるかも知れないが、國政に參與し自治體の政治を負擔する人民を作るには適當な方法でない。かゝる訓練を経て來た者では、他の者が規則を破り、秩序を紊り、不正不義を爲すのを見ても、冷淡に觀過するし、自ら投票を賣買し、選舉の棄權を敢てし、不正不義を働いても免れて恥なきの徒となるの外はない。

然るに學校を兒童の自治に依て組織し活動さすことにすれば、各兒童は學校の規則や秩序維持の上に、何れも自己の責任を自覺する様になる。規則の履行、秩序の維持に付て、各自が進んで注意するやうになる。學校に於てかやうな訓練を與へて置けば、卒業の後、社會に出て市町村の自治にたづさはり、參政權を以て國家の立法に參與する上に於ても、眞に立憲自治の意味が理解せられて、投票選舉を尊重

し、自ら責任を以て事に當る故、自然に行政上立法上腐敗を防止し得るものである。此點に付て佛國の様、單に公民的知識を授けるよりも、實地に之を行はせ、練習し、實習し、體驗し、體得せしむる方がより有効であるといつて、所謂公民的自治的訓練を熱心に唱道し、學校に於て實行してゐるといふことである。

ギル氏の此の公民訓練の組織は、氏の「新市民」といふ書物によつて窺ふことが出来る。氏はアメリカ愛國組合の組合長であるが、此の愛國組合といふのは、學校の内外に對して公民としての系統的知識を授ける必要を宣傳するものであつて、アメリカ人及新移民に對して、アメリカ的精神を養ふことを努むる一種の米化運動の目的で設立されたものである。

其の具體案を見ると、初めは學校市制度であつて、學校全體を以て、一の市と見做し、各教室を市の各區とする考へである。此の市には夫々理事機關を初め、立法行政司法の各自治市としての模擬機關がずつと設けられて、一々其の運用と活動に依り、學校全體が働くやうな仕組になつてゐた。

然るにそれが結果がよいといふ處から、やがて擴張せられて學校組織となり、更

に聯邦案にまで發展されたものである。例へば幾棟かの校舎から成つてゐる學校であれば其の各教室を以て自治體とし、一棟を邦とし、幾棟かの全校舎を包括した學校全體を聯邦制の國家とするのであつて、丁度北米合衆國のそれと一致するわけである。兒童は此の一大聯邦國家の一員となり、一邦一自治體の一員として、憲法の條章に従つて、知事、立法官、裁判官を選擧するの權利と、それ等に選出される權利を有するから、其の權利の行使と義務の履行によつて市民的訓練を受けるのである。

かやうに兒童生徒は學校の監理に付て發言權を有し、實行を以て理論を補ひ、又學校の監理を社會及政治上の進歩の爲めの道具と見てゐる。即ち市民生活の實地練習を爲してゐるわけである。

尙以上の案を知る便宜上左に學校市制及學校國憲法を抄録しよう。

○學校市制

一、目的、名稱、領土、市民、權利

第一條 學校、家庭、及ビ到ル處ニ於テ、金則チ行ヒ、性格ノ獨立ヲ期シ、教化ヲ施シ、善真ナ

ル目的ノ爲ニ協同スベク、公民ヲ訓練スルコトガ學校ノ目的デアル。

第二條 學校市ノ名稱ハ、此ノ法律ガ採用サル、時ニ、公民ノ多數ニヨツテ決定サレル

第三條 學校市ノ領土ハ學校トスル、

第四條 公民ハ學校ノ教室ノ生徒デアリ、又生徒タルベキ各兒童ハ此ノ學校ノ公民デア

アル、

第五條 市ハ法律ヲ立テ、之ヲ強行シ、裁判スルノ權利ヲ有スル。

二、權利ト義務

第一條 權利||公民ハ官吏ヲ任命シ、選舉シ、不法ノ障害ナクシテ働キ遊ブノ權利ガアル、

義務||有ラユル公民ノ權ヲ保護シ、一般ノ安寧ヲ維持スルハ公民ノ義務デア

ル、又ゴールデンルール(金則)ヲ實踐シ適法ノオーソリチーニ服従スルハ公民

ノ義務デアアル。

(金則とは、己人にせられんと思ふことは人にもその如くすべし。)

三、個人的行爲律

一般法

第一條 他人ガ如何ナルコトヲ爲サウトモ、他人ニ善ヲナセ、此ノ自然法ハ他ノ有ラユ

ル法律ヤ條例ガ之ト一致シナケレバナラヌ一般法デアツテ、之レナクシテハ

民政ハ成功シナイ。

禁止サレタ事物

第二條 何人ニモ惡事ヲナスナ、

秩序

第三條 講堂教室又ハ此ノ政府ノ管轄内ニ於テ、秩序ヲ亂シテハナラヌ。

第四條 不信心、無作法、不行儀、淫猥、不親切デアツテハナラヌ、

清潔

第五條 社會ノ清潔ニシテ、秩序アル外貌ヲ害シテハナラヌ、

健康

第六條 社會ノ健康ナル状態ヲ害シテハナラヌ、

公私財産

第七條 財産ヲ傷ケ、又ハ破ツテハナラヌ、

義務

第八條 各公民ハ法律ノ違反ニ對シテ、政府ノ官憲ノ注意ヲ喚起スノ義務ガアル、

刑罰

第九條 法律ニ違反シタル公民ハ譴責ヨリ輕カラズ、公民權ノ剝奪ヨリ重カラザル刑

ヲ科セラレル、

四、官吏、任命、選舉

第一條 市長ハ法律ノ遵奉ヲ監督シ、裁判官ハ正邪ヲ決定シ、市會議長ハ市會ヲ統轄ス

ル。公民ハ悉ク市會議員デアアル、

新公民教育の研究

四〇〇

第二條 保健委員、警官、及其他ノ官吏ハ市會ニ於テ公民之ヲ選舉スルカ又ハ市長ニ依テ任命セラル、

五、教師

第一條 教師ハ公民テモナク官吏テモナク、唯教師デアリ、教導者デアリ、友人デアル。又其ノ權威ハ學校市ノ各行爲ヲシテ有效ナラシムベク何等ノ變更ヲ受ケズ又其ノ制裁ヲ必要トスル、

第二條 此ノ法律ハ合衆國及教師ニヨツテ許與サレ、公民ノ多數ニ依テ承諾サレタガ故ニ即時之ヲ施行ス。

年月日

市長 署名

教師 署名

○學校國憲法

(註) 此も前者と大同小異であるから其の要點のみ掲げる。

序
獨立公民、經濟、能率、正義、親切、性格ノ獨立、及ビ公私之間ハズ善ナル目的ニ對スル協同ノ正シキ行爲ノ原則ヲ教授サレ、及ビ訓練サル、特權ニ對シテ、全智全能ノ神及ビ合衆國政府ニ感謝シツ、私共公立學校ノ生徒ハ次ノ憲法ヲ承諾シ、且ツ之ヲ保障ス、
一、名稱、領土、公民及ビ政府ノ要案

第一條 國家ノ名稱ハ生徒ガ此ノ憲法ヲ承諾シ、是認シタル時生徒ノ多數決ニヨツテ決定サレル。

第二條 國家ハ一寄宿舎ノ總生徒又ハ數教室ヨリ成リ各自村、町、郡又ハ市トシテ組織サレル。

各市ハ市長、市會議員、及ビ判事ヲ選舉スル、一室ノ總生徒ハ議會又ハ立法府デアル。

第三條 學校國ノ領土ハ一寄宿舎、及ビ隣接地方又ハ學校所在地ノ地方デアル、

第四條 各生徒ハ學校國ノ公民ニシテ役員ニ選舉サレル。

以下二、立法部、三、行政部、四、司法部 は略する

次にギル氏の著書には、此の案に對する反對論も公平に掲げてある。而して之に對するギル氏の解答を一々示してあるけれども、茲には反對意見だけ摘記しよう、

- (1) 生徒公民ハ兒童ガ所有シナイ心理的發達ヲ要求サレル、私共ハ出來ルダケ彼等ヲ若クシテ置クコトヲ要スル、
- (2) 餘リニ多クノ時ヲ要スル
- (3) 權力ヲ附與サレタル兒童ハ尊大トナル
- (4) 大人スラ自治ニ成功シナイナラバ兒童ガドウシテ之ニ成功スルカ、
- (5) 結局監督ハ單ニ兒童ノ人形ヲ生ズルニ過ギズ、

- (6) 機關ノ組織ニ骨が折レルタメ目的が達セラレヌ、
- (7) 勞スルホド價値ガナイ、
- (8) 生徒自治ハ外見ニ過ギナイ、
- (9) 今日ノ兒童ハ權力ヲ行使スルヨリモ權力ヲ尊重スルコトガ多イ、
- (10) 私共ガ住ム經濟的狀態ノ下ニハ、兒童ハ生存競争ノタメ、必要ナル一切ノ知識ヲ必要トスル、
- (11) 生徒公民ハ學校ノ最大感化力即チ校長ト教師ノ個人的感化力ノ一ヲ破壊スル、
- (12) 學校公民ノ活動ハ單純ナル遊戯ニ過ギヌ、又生徒モ之ヲ遊戯ト認メテ居ル、
- (13) 機關ガナクトモ自治ハ存在スル、兒童ハ秩序ヲ學ビ禮儀ヲ守リ且ツ慎重デアアル、私共ハ立法府ヤ裁判所ヤ警察署ヲ要シナイ、
- (14) 學校改善ノ爲ニ提供サレタ暗示中ニハ新シクシテ願ハシキモノガ澤山アル、ケレドモ私共ハ其ノ相對的ノ重要サヲ評價セズシテ之ヲ採用スルコトヲ躊躇スル、
- (15) 或學校ハ學校立憲國ヲ採用シナイテ修正ヲ加ヘテ採用シタ、
- (16) モツト簡單ナル方法ガヨイ、
- (17) 學校立憲國ハ生徒監制デアアル、
- (18) 兒童ハ司法的デハナイ、
- (19) 私ハ他ノ兒童ニヨリテ私ノ兒童ヲ *Domestic* サレルコトヲ欲シナイ、
- (20) 學校立憲國ハ賛辭ヲ獎勵スル、

(21) 自治ノ準備ノ爲ニ一校ヲ之ニ捧ゲネバナラヌ、
 (22) 學校立憲國ハ今現ニ或學校ニ試ミラレツ、アル、

(第三) レイ氏の方法。之はシカゴのジョンクレーパー學校に實施されたもので、
 ギル氏の方法の簡單なものと見ればよい。

其の要點は、生徒によつて、生徒の爲に、生徒の管理を行ふといふもので、學校の管理する大部分の責任を、教師より生徒に移すのである。之は彼の有名なる大統領リンカーンが米國の民主的共和政治を以て、人民の爲に、人民が行ふ、人民の政治である、と、喝破したのにあやかつて、之を學校の德育に移したものであつて民主主義を標榜した訓練法である。

其の實際の方法は、毎日交代に一人の民政官を選出する。其の民政官は其の教室の公の代表者であつて、民政官に選ばれた生徒は、教室内の申出を聞き、之を調査し、又適宜之を教師に報告する責任を有する。其の各民政官を以て、學校會議を組織し、學校の監理及其他の運用を計るの仕組である。生徒は非常に責任感を有してゐるといふことである。

(第四) ジョージ少年共和國制度。此の制度は紐育附近のフリービルに設けられたもので、ウキリヤム・アール・デ・ジョージ氏の創立である。

此の共和國は元來不良少年、少女の感化の爲に設けた感化院のやうなもので、又裁判所より犯罪少年をも引受けてゐる。

各種の國家機關が上は大統領より、巡查獄吏に至る迄、公民議會によつて選ばれ就任するやうになつてゐる。此の共和國の直接の秩序規則は全く公民議會といふ自治練習の模擬機關によるのであつて、大人は容喙することを許されない。

元來 アブノルマル は兒童の教育訓練により多く自由の空氣を入れて行かうとする考へは、殆ど定論とも見ることが出来る。自由主義の教育を創唱する人々は此等の低能兒、不良兒、缺陷兒等の アブノルマル な兒童の教育經驗から出發してゐるのが面白い様に一致してゐる。

(第五) 瑞西トッゲンブルグの方法。此處では其の土地の自治體と同様に、學校組織を改めて管理するやうにした。從來よりも自立的によく訓練が屆くやうになつたさうである。

(第六) 獨逸ライン沿岸州に行つた方法。各學校に級會を設け、其の級の主任教師の監督の下に、級のことは萬事自治的に行ひまた學校全體としては學校總會を組織して、校長監督のもとに學校監理を自治的に行ふといふやうな穩健なやり方である。

(第七) 我が國に行はれる方法。我が國でも此のギルの學校市制度を初め、自治的訓練を實行して見たことは屢、耳にする。彼の東京市で兒童警察を組織して兒童を取締らせて良い効果を挙げた企もあつた。

今我が國の學校で程度の差こそあれ、多少の自治的訓練の精神を採用しないのはあるまい。吉田博士は嘗て、學校に於て相當の準備と注意と教師の監督の下に學校—學級—分團の三階級を府縣—郡—町村の三行政階級に見立て、自治的訓練を行ふのも面白からうと述べられたことがある。自治制度の運用の益、不體裁である今日、何とかして其の改善策を考究せねばならない。

尙我が國に於ても從來中等學校以上では、大概校友會といふ自治的團體を設けて、運動會でも學藝會でも、其他非公式の團體的行動を生徒の選出した委員によつ

て運用して、立派な成績を挙げたものである。

又、小學校でも級長制度(任命、選舉、輪番等の方法は別として)は到る處に行はれて、今日一種の自治的訓練の精神を實現してゐるのである。

以上は現在行はれてゐるものであるが、之を教育史上に此の精神を求めると、早くも中世紀にトロッツェンドロフの訓育法は、今日米國の中小學校に行はれる處の生徒の自治とも云ふべきことを實現したのである。

生徒の中に、役員を置き、一ヶ月交代に其の職に就かしめた。

即一人のコンスル (市長)

十二人のセナートル (議員)

二人のセンソール (檢事)

檢事は宗教及訓練に關することを告發する。訴へられたる者は八日以内に辯解の用意をなすことが出来る。

議員は公判の際に特別の席に座し、被告にも一定の席を設け、他の生徒は傍聽席に着く。而してトロッツェンドロフは指揮官となつて中央に座を占め、其被告の申

開き如何によつて賞罰を決する。罰には罰金、禁錮、拘留、笞刑、首枷、斷食等がある。

一、公民的自活訓練の價値

其の價値はギルの主張で最も明である。即ち訓育は時代に適應せねばならない。従つて訓練の方法は現代の生活と一致することが肝要である。又それが能率が高い。處が現代の人々は、立憲政治の下に居る國民である。封建時代の人民を訓育する方法を其儘で満足されるものではない。然るに事實は專制政治又は官僚時代の人民を教育すると、同様な態度、方法を採用してゐるので、中々立憲自治性格の陶冶が出来てゐない。國政に參與し、自治體の政治にたづさはり、社會協調の大精神を以て働ける有爲有能の人物を作るといふことは、到底舊式の方法ばかりでは出来るわけがない。即ち公民的知識技能と共に、公民的自治精神と其の習慣品性を陶冶しなければならぬのである。

茲に於て吾々は學校に於て、公民的自治的訓練に依て、次の様な期待を有するものである。

(1) 國民的精神即忠愛心

- (2) 責任の自覚
- (3) 自他の人格及能力の信任
- (4) 輿論の尊重
- (5) 操守
- (6) 社會協調と奉仕の精神

此等の時代的性格を、公民的自治的訓練に於て訓練し得ると考へるものである。

二、我國に於て之を適用する上の注意

- (1) 小學校は適用の範圍が狭い。

中學校や師範學校等では、此の制度組織が面白く適用せられ又可能の範圍も廣いけれども、小學校では僅に四年生以上位に止るであらう。高等小學校では此の精神が行はれ得るし、事實之を行つてゐる處も見受けるやうである。

何れにしても小學校では、公民的精神、自治的精神の芽生が、僅かでもよいから、根深く植付けられて置けば、一陽來復の春の陽氣に草木の繁茂する如く、國家公民としての、善良有爲の性格は、次第に開發されるものである。

而して此の自治的訓練の制度を採用するとしても、成るべく簡易にして、實行し易い程度に止めるがよい。

- (2) 此の組織を以て教師は放任と解し、生徒兒童は無干渉、勝手氣儘を意味するやうでは、却て有害である。

却て此の制度は、教師の監督指導上に細心熟慮を要するやうになるし、或る點は教師は面倒が増すものである。眞似事では出來ることではない。若し厄介拂と考へてゐたら大變である。米國の様な民主共和的國家に於て、民主的訓練を標榜する處でさへも、教權は嚴存し、確乎たる監督指導の案があるものである。此の面倒と、此の監督の出來ない者には、却て有害であり却て校風、級風を惡化さすに過ぎないであらう。

- (3) 老練なる教師と、兒童生活に理解ある教師でなければ困難である。
單に教權を以て指揮命令することであれば、誰でも出來ることであるけれども、
べめ過ぎず、緩め過ぎないで、生活兒童の心理と傾向を會得して、常に機先を制しつ
つ、而も放任し信任して行く要領は、全く教師の手心にあるものである。之が出來

ない教師には却て弊害のみ助長させるであらう。
 (4)最後に我が國家の特質を辨へて、我が國に於ける自治の本旨を理解して居らねばならぬ。

此の點は米國のやうに(イ)民主共和國で君主といふ統治者がゐない、(ロ)既に子供の時から社會的訓練に慣れた國柄であり社會事情であり、(ハ)社會的施設や機關が整頓し社會的相互制裁が可なり強く行はれてゐる處と我が國のそれとは、決して一律には定められない。我が國の公民的自治訓練は、飽く迄立憲君主國の國民としてのものでなければならぬと思ふ。

三、私の案

私は米國でやつてゐる様に餘り、特別の機關は設ける必要はないと考へてゐる。即ち眞の自治制を模擬しなくとも、自治的に各自の責任感と奉仕的態度に訴へて、自分の學級!!自分の學校!!といふ考へを抱かせ、自ら立派にしよう、正しいものにして、氣持のよいものにして、うといふ心持を持たせ、實際にそれをやり遂げるやうにすれば澤山であると思ふ。

それには、其の單位を學級に置き、其の上に學校全體より各種の委員を設けて、全體の事に關し、自治的に建策し、協議し、改良進歩を計るやうに努めたいと考へる。
 私は學級及學校の管理上に付て、大體次の様に具體案を立て、居る。而してこれによつて、

- イ、選舉の方法を授け其の公正を保たせ、
- ロ、輿論を尊重せしむると共に適當に之を指導し、
- ハ、代表者委員としての責務と奉仕を練習し、
- ニ、個人と團體との協同發展を體驗させようと思ふ。

其の構成及運用は次の通りである。

一、級長及級會

(1) 級長

- イ、級長は該學級兒童全部の互選とし、一學級に付正副各一名とする。
- ロ、任期は一學期間とする、但再選を許す。
- ハ、級長は學級を代表し委員會に出席する。

(2) 級會

- イ、級會は其の學級の學習訓練行事に關する協議をなし、規約を定め、又は教師に建策をなすこと。
- ロ、級會には級長議長となり議事を整理する。但し必要の場合には教師代つて議長となることが出来る。
- ハ、級會は毎月一回少くとも各學期二回之を開き會期は一時間とする。
- ニ、級會は尋常四年以上に設ける。
- ホ、級會の決議及希望建議は教師適當と認められた場合は教師の名に於て之を執行する。

(二) 委員及び委員會

(1) 委員

- イ、學校全體の爲に設けられたもので、全校監理の事務を分擔する。
- ロ、選舉權は尋常五年以上の全兒童之を有する。選舉區は各學級とする。
- ハ、委員は左の五部を分擔する。

(イ) 看護部(風紀・衛生)

(ロ) 運動部

(ハ) 圖書部

(ニ) 學藝部

(ホ) 總務部(各級長)

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) の四部に付き最上學年の各學級より正副委員一名宛、次の學年の各學級より副委員一名宛の委員を選出する。

(2) 委員會

- イ、委員會は學校全體の學習、風紀、衛生、運動、學藝、圖書其の他の事項に關する協議をなし、學校に建策をなし、連帶責任を以て校風の改善を計ること。
- ロ、委員會に於ては全校職員出席し、其の議長は全委員の互選に依て毎回之を定める、但し必要の場合には教師代つて之が議長となることが出来る。
- ハ、委員會は各學期一回之を開く。
- ニ、委員會の決議及び希望は議長これを校長に報告する。校長適當と認む

る時は校長の名を以て之を執行する。

以上を以て、其の趣旨が徹底されると思ふ。而して學校の行事の執行、學校管理、訓練の或る部面の矯正改善に付て、兒童に責任を分擔せしめ、自分の學級、自分の學校を立派なものにするといふ立場から、級風、校風、風の振興を計らせるものである。校長教師は常に級會及委員會の輿論と傾向を善導し、干渉と放任とを慎むことが肝要である。

若し夫れ中學校以上、殊に師範學校に於て此の趣意と組織とを實施するに於ては、立憲自治訓練の上に必ず見るべき効果があらうと信ずる。此等の學校に於て單にノート作成にのみ汲々とし、知育に偏し學科試験の點數のみを競争するやうであつては、團體的訓練の好機を逸するわけである。私は此等の學校當局者が、只平穩無事其の日を過すことに努めないで、今少しく少年期、青年期の教育といふ大局から、研究的の態度に出られることを期待するものである。特に師範學校に於て、先づ此等の訓練を経た若い教師が、市町村の小學校に入つて兒童、少年、青年の公民的自治的訓練に當つたならば、必ず其の好結果を期待すると思ふ。

第十二章 公民的教材

今迄述べて來た處によつて、私の意味する處の公民教育は、大體了解されたことと考へる。それでかやうな意味の公民教育に必要な教材も亦自ら了解せられたことと考へる。

公民教育の概念を如何に解するかによつて、其の中に收められる、公民的教材は多くもなり少くもなるわけである。私は公民教育の意義範圍を、上述の様に稍、廣く解してあるものであるからして、其の内容となり教材として收められるのも自ら廣汎に互るわけである。

世には、公民教育といへば、只單に法制的知識を教授することだけであるかの様に解するものがあり、中には憲法の講義見た様に之を取るものがあり、憲法と市町村制の解説に限定する様な考へのももある。かやうになると従來の法制經濟科を縮めた様な形のものになり、専門的にはなるが狭いといふ嫌がある。私は前に述べた通り、公民教育は、要するに國民生活、社會生活の當爲を理解させ、之を實行

する様な品性の基礎を築かうとするものであるから、少くとも其の知的方面を主として負擔する教材としては次の六方面から廣く採擇せねばならないと考へる。

即ち、

- 第一、國家及自治體の法制に關する材料、
- 第二、經濟財政に關する材料、
- 第三、公民道德に關する材料、
- 第四、社會生活に關する材料、
- 第五、社會及公安に關する材料、
- 第六、社會思想問題に關する材料、

それに加ふるに、學校生活、家庭生活、自治體生活、社會生活、郷土生活、職業生活等の生活其物に付ての適切な指導によつて、知能の方面と共に情意の方面の調和的陶冶を行ふべきものであらう。

其の小學校の立場から見れば以上各種の教材の内容は、各場合に付て述べた處であるから茲には詳述しないことにする。

第十三章 公民教育と法制經濟科

一、中等學校法制經濟科教授要目

現行規程によると、中學校に於て毎週二時間を割いて、法制經濟科を授くべきことを定めてゐる。即ち法制及經濟は、法制及經濟に關する事項につき、國民の生活に必要な知識せしむるのであつて、帝國憲法の大要、日常生活に必要な適切な法制上及經濟財政上の事項を授くべしとある。其の法制に關する教授要目を見ると次の通りである。

○明治四十四年文部省訓令第十五號

法制ニ關スル中學校教授要目、但法制經濟毎週二時

國家 憲法 憲法發布ノ勅語

天皇 大權

臣民 (服役ノ義務、納税ノ義務、選舉權ノ行使ニ關スル事項等)

帝國議會 選舉

國務大臣及樞密顧問

中央官廳

地方官廳及公共團體

附自治ノ本旨

行政ノ大要

訴願及行政訴訟

條約

附國際關係

人

親族 家 相續 法人 附商事會社

物

權利ノ得喪

所有

用役 債權 債務 擔保

罪及罰

裁判所

民事訴訟ノ大要

法

法ノ重ズベキ所以

法ト道德トノ關係

二、改造すべき點

(1) 右の要目は、中學校第五學年に於ける每週二時間分の教材の半であるから、其の

説き方如何によつては、時間が不足するであらう。若しよい加減にして置けば何れの部分も其の眞理を理解することが出来ないが、理窟屋を養成し、覺えないでもよい時效のこと等を覺えて、他日長上の揚足でも取る材料に逆用する様な結果に終りはすまいか。それで若し徹底的に取扱ふと思ふならば、其の材料を少くして、基本的材料に付て眞に其の精神を徹底させる様な方針の下に、材料を選択した方がよいのではあるまいかと思ふ。此點は鳩山博士も明言して居られる處である。

(2) 然し公民材料を單に法制經濟的の範圍に、限定した事は偏狹に失してゐると思ふ。已に中學生になれば國家生活、自治生活の理解に止らないで、家庭生活、學校生活に付ても、郷土生活、職業生活、社會生活、人道的生活に付ても、徹底的に考へようとする時期である。幾多の疑問も眞剣に湧く時であり、相當に深刻なものになつてゐる。單純な説明や、一般的の取扱では一寸満足しない様な處もある。之を正解するのと、誤解し半解するのは、人生の全體の上に非常な差を生ずるものである。之を只國家生活、又は社會生活に付て考へて見ても、彼等の現代の國家社會に對する觀察を、餘程よく善導し正解させねば隨分危險であると思ふ。彼等の中には、或

は國家生活其物に疑問を起すものもあらう。國體の精華に付ても無批判には受入れないかも知れない。現在の社會狀態の缺陷や公正を缺く様な點に付ても、最早や無意識には看過しないであらう。相當合理的説明を要求するのが自然の發達である。而も此等は人生の眞劍な問題であり、之を放任する位危険なことはないと思ふ。從來の修身科が彼等に對して、權威を認められず、又彼等の人生をよく指導し疑問を解いてくれなかつた處の不滿に對しても、満足を與へる所以であらう。從來の修身科が今少しく公民科的になるか、又は從來の法制經濟科が今少しく公民科的、修身的になる必要がある様に思はれる。

大正十二年五月の全國中等學校長會議に於ける、文部省の中學校教科課程案に關する諮問に對して、大多數を以て決議したものは、從來の法制經濟科を廢止して、修身科に併合せ、修身科の中に於て、公民教育を施さうといふ希望であつた。恐らくは文部省は、近き將來に於て此の方針を以て、其の教授要目を作成し新公民教育を實行するやうになるであらうと信ぜられる。

第十四章 公民教育と補習教育

一、現行補習學校規程

補習學校の規程によると、課程を前後の二期に別ち、前期は二年後期は商業又は工業に關する學校(都市)では二年、農業又は水産に關する學校(農村・漁村)では二年乃至三年とし、何れも前期では普通科目を主とし、後期では職業科目と公民心得を授けることになつてゐる。其の教科目中修身科及公民心得に付て考へて見ると、前期では普通の修身科の教材を採用して尋常小學校の修身教授を補習し、兼て後期の公民教育の基礎的教育をなすことになつてゐる。後期になると、公民心得として全然公民道德の教材を配當してある。

公民心得は一ヶ年百時間を、都市の商工を主とする補習學校では二ヶ年、農村の農業を主とする補習學校では三ヶ年の教授に於て(時間數は大體兩者共同じい)授くるだけの事項を配列したものである。

而して第一學年の分が主として家庭的、鄉土的、社會的の方面の材料を採つたの

に比べて、第二學年の分は主として國家的、政治的、經濟的、國際的の事項を採つたと
いつてよい。

次に其の配當表を示さう。

◎前期修身科教授要項

(第一學年)

- 一、今後の青年
- 二、世の進歩に後るな
- 三、常識の必要
- 四、禮儀と廉恥
- 五、質實剛健
- 六、健康と衛生
- 七、職業と人生
- 八、正直と信用
- 九、勤儉治産

(第二學年)

- 一、麗はしき團體
- 二、國憲國法
- 三、國民の務
- 四、義勇奉公
- 五、至誠の人
- 六、自學自習
- 七、心身の鍛鍊
- 八、職業を樂め
- 九、親族と近隣

- 一〇、獨立自營
- 一一、家の團樂
- 一二、社交、娛樂
- 一三、規律と秩序
- 一四、産業の振興
- 一五、國運の發展
- 一六、國際と國交
- 一七、健全なる國民

◎公民心得(後期修身科教授要目)

(第一學年)

- 一、我が家
- 二、戸主と家族
- 三、婚姻と家督相續

(第二學年)

- 一、我が日本帝國(國體及政體)
- 二、憲法と皇室典範
- 三、天皇と皇室

四、公共團體

- 五、公民の本分
- 六、市制(町村制)
- 七、都市の法制
- 八、市町村の事務
- 九、市町村の歳入歳出
- 一〇、租税
- 一一、生産の要素
- 一二、産業組織
- 一三、資本と労働
- 一四、貨幣と信用證券
- 一五、公共組合
- 一六、自治體の風紀
- 一七、民衆と警察

四、臣民の權利義務

- 五、領土と植民
- 六、帝國議會
- 七、政府の本質
- 八、國務大臣と樞密顧問
- 九、地方の行政と中央の行政
- 一〇、國法及裁判所
- 一一、國交及條約
- 一二、世界の趨勢
- 一三、國際道德
- 一四、國防と軍備
- 一五、國家の財政
- 一六、銀行と會社
- 一七、殖産興業

一八、公民衛生

- 一九、教化の機關(神社・寺院・學校・公園)
- 二〇、都市生活と農村生活
- 二一、郷土及奉仕精神
- 二二、地方自治

一八、産業法規

- 一九、運輸交通
- 二〇、海外發展
- 二一、公民生活
- 二二、大國民の本領

二、補習教育の使命

補習教育は前述の如く、小學校卒業者に對し、小學校普通教科の補習をなすと共に、職業的陶冶及び公民陶冶を施すことになつてゐる。即ち、

- 1 普通教科の補習教育
- 2 職業教育
- 3 公民教育

の三者を行ふことを目的とするものである。農村と都市とによつて其の職業並に一般知識技能の内容は異なるけれども、公民としての知見及品性に於ては區別は認められない。

私は補習教育の眞の使命を上記の中職業教育と公民教育の二者に置きたいと考へる。即ち前者によつて職業的知識と技能を與へて、職業生活を保障し安全にし、堅實なる思想を扶植すると同時に、後者によつて公民として自治體社會國家の生活に、應分の貢獻と負擔に奉仕するやうな善良且有爲の國民を作らうとするのが、即ち實業補習教育の眼目でなければならぬと思ふ。普通教科による一般的陶冶も、此等の方面から此等の材料によつて施され、相俟つて總體として價値を發揮するやうになつて、補習教育が眞に有用なものとなるであらう。

然るに現在の多くの實業補習學校を、小學校教育の立場から看ると、案外に此の趣意の徹底してゐないのが多いやうである。只小學校教材の復習補習にのみ骨折つてゐるのではないかと思はれる。之は教師の大部分が現在小學校教師の兼務であるから、自然そんな結果になるのではあらうが、それでは歐米の様に、實業補習教育による産業の發達も、公民性の發現による國家社會自治體の堅實な發達も、望むことが出來ないのでないかと憂ふるのである。實業補習教育に多大の期待を有する私は、此の精神が十分に發揮される様に切に願ふのである。

第十五章 公民教育と社會教育

社會教育が學校教育及家庭教育と相俟つて、公民教育の機關として、重大なる任務を有することは、既に述べた處で、其の具體的實例をも擧げたのである。

元來社會が吾々の教育を幫助してくれて、社會の教育的任務を果してくれる様になることは、極めて望ましいことではあるけれども、之は到底一朝一夕には願はれないことである。そこで吾々は學校に於て、兒童を立派な社會人たらしめやうとして努むると共に、又社會其物の教育にも若干手を伸ばさねばならない。即ち以上の意味を分解すると社會教育には二つの考へがあるのである。

(一)は小學校教育の効果を徹底させ、完成させる爲で小學校教育を延長して、せめて其の兒童の青年期迄の發達を助勢してやりたいといふ、一種の學校教育の繼續である。青年教育、處女の指導は此の意味に取れる。

(二)は社會其物を教化する爲で、文化を向上させ、社會の改善を計り、之を逆に利用して、社會をして學校教育を幫助し協力させやうとするものである。アダルトエ

ヂュケーション(成人教育)社會教化施設は此の意味に考へられる。今爰には前者の意味に従つて、少年青年男女の教育延長としての諸團體に付て述べよう。

第一節 少年團

我が國の少年團は元英國のサー、ロバートバーデンバウエル將軍の組織したボーイスカウト(少年斥候)の制度に則つて組織したもので、今は列國共此の少年團の成立を見ないものはない。而してそれが、歐米諸國に於ては、殆ど國民主義の教育の最善の教育手段とされてゐるさうである。

一、少年團の綱領

少年團は少年の心身を開發鍛鍊して、他日國家忠良の臣民たらしめやうとする少年の團體的訓練の機關である。

團員は年齢十一歳乃至十八歳の者で、其の團員に加盟する際、

「我が名譽にかけて、神と王とに、我が義務を行ひ、如何なる時にも、他の人々を助

け、義勇團兒の規則に従はんが爲に、我が最良の道を盡くさん」といふことを誓ふのである。

而して其の教育訓練の綱領となつてゐるものは、

一、神を信すること

二、人を助くること

の二者で丁度我が國の武士道教育や歐洲に於ける騎士の教育にも似て、根柢には堅き宗教的信念を有するものである。

次に團兒の規則といふのは次の十項で、此の中に忠良なる臣民となるべき徳目が包含せられてゐるのである。曰く、

(1) 義勇團兒の名譽は信賴せらるべし。

(2) 義勇團兒は國王陛下、自己の隊長、兩親及使備者に對して、其の誠心誠意を盡すべし。

(3) 義勇團兒の義務は、有用の人となりて、他人を助くるにあり。

(4) 義勇團兒は凡ての人の友にして、凡て他義勇團兒の同胞なり。他人が如何な

る社會階級に屬するかを問ふことなし。

- (5) 義勇團兒は禮讓を重んず。
 - (6) 義勇團兒は動物の友なり。
 - (7) 義勇團兒は彼の兩親、分隊長、又は隊長の命令に唯々として服従す。
 - (8) 義勇團兒は、如何なる困難の下に於ても微笑して口笛を吹く。
 - (9) 義勇團兒は勤儉なり。
 - (10) 義勇團兒は、思想、行爲、言語共に清潔なり。
- けれども今日少年團の實際的使命は、凡て次の様な方向に現はれてゐる。
- (1) 質實剛健の美風を養ふ爲に、競技、登山、跋涉、遠足、行軍、斥候等の軍事的鍛鍊をなすこと。
 - (2) 社會的訓練をなすこと。
 - (3) 國際的貢獻をなすこと。

現にイートンのボーイスカウトが我が攝政宮殿下の御渡歐の際に檢閲を受け、ワシントン會議の際に警衛の任に奉仕したるものも、其の土地のボーイスカウトで

あつたのを見てもわかるのである。

二、訓練法の要領

ボーイスカウトの訓練法は全然實行的である。従つて其の指導者たり教師の修身書はそれ自身の心術であり反省でなければならぬ。學理や理窟では駄目である。人と人との接觸によつて、強固な信念と品性を訓練し上げようとするのである。其の修身書とも見るべき指導者の考査を、内務省で調査された一例を擧げて見ると次の様なことがある。(奥寺氏列強少年の社會的訓練に據る)

去ルべき缺點	説明	再	善	備
年代	汝の少年時代の喜遊熱望誘惑を忘れたか	再び子供になれ、餓鬼大將と兄貴氣分兒童の心理を考究するのが成功の第一歩		
短氣	物事が思ひ通りに行かぬ時又は人の誹を受けた時に氣を採むか	笑ひそして比較的小なる怒を一笑に付せ、自分が正當なら怒るに及ばぬ、悪ければ怒つても仕方がない、口笛を吹けさせれば止む		
悪口	怒つた時に悪口をいふか。無分別に汚ない言葉を使はぬか			

緩慢横着

難きを人に俟つか、他人の仕事遊技を傍観するか、困難を豫想して立たざるか

陸口

他人の缺點をあげ他人の悪事をのみ見るやうな事はないか

性急

待てば甘露の日和だのに、思ふ通りならぬとて不幸をこぼすか

想像力缺乏

想見力創作力の缺乏、即座の工夫に乏しき事

偏執

自己の社會上の位置政黨宗派の維持を餘りに重視する傾なきか

自決

この語は不柔順不誠實不規律を庇ふやうに用ゐられることが往々ある。全體の爲を思はぬ自己決定は自滅の本となる

袖を捲くつて立て苦あれば樂があるところまでも仕遂げて了へ

劣悪の中にも百分の五の善事があるといふ主義で行け、之を見出すのも面白い
急がず倦まず辛抱は物事成就の基である

即興遊技の組立、急場の所作を工夫すること
是等の差別の念はボイスカウトの同胞主義で没却することができ、偏執狭量の矯正法として問題の両面を考究して決心することをして子供に教へよ
競争遊技の際に自己の事を思はず、味方の爲にする精神で責任自製の觀念を養生せよ

我儘

我民族の最短所とする所でこれが爲に大局を洞察する明を缺き産業上の不満のみならず個人の不満をも來たしてゐる
大抵自己中心主義、現實主義の結果である

不満

悲觀

事をなすの困難又は危險あるが爲めに悲觀の影を投ずる事がないか

淺見

自己の見る所を正しとして自負する所なきか

兵式教練

少年に紀律を陶冶するため兵式教練を課する傾なきか

無宗教

宗教を輕視する傾なきか

「人を先に己を後に」といふことを修練せよ

他人を幸福ならしむは自己を幸福ならしむる所以なるを思へ、自己の野心を去れ、足るを知り生を樂しみ自然の壯麗驚異善美を學べ

「苦あれば樂あり」樂觀は勇氣の一種で他人には確信を與へ成功に導くものである
廣く世間を見、更らに廣く見よ

ボイスカウトの訓練は指揮官の態度を採らずして「兄貴」の態度で内より紀律を正すを必要とする
自然の驚異を方便として造物主たる神を少年に會得せしむしむるこ

と及び善行奉仕に據つて隣人への親愛の情を表はすこと、これは少年の奉ずる宗教宗派の如何を問はず宗教を理解する簡單なる基礎を與へる

三、少年團訓練の心理的基礎

かやうなわけであるから、指導者は、子供時代を追想して、各年齢によつて異なる心理的特徴を會得してかゝらねばならぬ。

ボーイスカウトの心得べき少年心理の特徴は、競争心と協同心と英雄崇拜とである。遊戯競技に熱中し、野外室外の運動を好み、跳ね廻り飛びあるく時代である。一方構成力と發明力と抵抗力と耐久力とが發達し、活氣あり、敏感あり、悲喜同情の感情、良心の萌芽も發動し、冒險やローマンスを好むやうになる。英雄を崇拜するのが一の特色で、武勇談を愛好し自ら其の劇中の人と化することもある。競技も團體的のものを好み、規則立つたものを喜び従つて紀律節制の念も起つて來るのである。同僚の制裁と刺戟威化が強くなつて、家庭的影響より漸次社會的影響に

動かされることが深刻になつて行くのである。それで社會的訓練に適し、國民的精神を樹立する時期と見做されるわけである。

第二節 少年赤十字社

赤十字社は言ふ迄もなく、人類愛の精神の實現された超國家的の博愛團體である。今や世界の四十有餘國は、何れも萬國赤十字條約に加盟して、國際的の最も純なる愛の團體を組織し、戦時は勿論、平時に於ても中々活動してゐるものである。而して此の精神を既に少年の時代に於て實現させやうとする企てが、即ち少年赤十字社であつて、勿論、國際的、人道的立場より團結されたものである。

我が國に於ても之を一の社會教育機關として設立しようとする氣運に向つたので、其の萌芽が漸次抒暢され計畫されつゝある。

第三節 青年團

之は我が國では内務省が主となつて、青年の質實剛健なる氣風を培養し、堅實な

る性格を陶冶し將來の國民の中堅に仕立てようとするものである。團員は小學校卒業後約十年間の青年期の男子、即ち昔の「若い衆」を以て組織したものである。

青年期は其の身體的發育に一大變化を來すと同時に、其の思想方面に於ても性格に付ても一大躍進の時期である。進歩の急激なだけ、人生の中又最も危険なものである。而も國民元氣の消長と興國的氣分の盛衰とは、一に此の青年の元氣と向上心に依てトせられると言はれるのである。此の國民元氣の源泉を涵養し、鼓舞善導し、品性と思想の向上を計ることは、最も重大なことである。全國二萬三千餘の青年團、三百五十有餘萬人の青年の教化が、重要視される様になつたのは、眞に喜ばしいことである。而して其の教化の方針は補習教育よりも、知能の陶冶を減じて、一層實行による公民性の訓練でなければならぬと信するのである。其の趣意とする處は、何れの青年團の精神として掲げられた綱領でも大同小異である。今其の一、二の例を示さう。而して之れは、何れも廣義の公民教育の一部と解することが出来る。

皇太子殿下令旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ、諸子能ク内外ノ狀勢ニ顧ミ、恒ニ其ノ本分ヲ盡シ、奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

大正九年十一月二十二日

○地方青年團に関する内務文部兩大臣訓令

青年團體は青年修養の機關たり(中略)——今や世界戰亂の衝動は汎く精神上並經濟上の各方面を掀盪し、殊に國民思想上の刺戟に至りては、一層深甚なるものあらんとす。

顧ふに此の曠古の變局に處して驚ふ處を諷らず、更に戰後激甚ならんとする國際の競争に應じて、帝國の基礎を堅實にし、毅然として、其の重きを中外に爲さしむるもの、國家活力の源泉たる青年の努力に俟つ處多し、之をして益々團體の精華を尊重し、心身を研磨して將來更に規模の大を加ふべき實務の負担に堪ふるの力を涵養せしむるは、刺下の最要の先務たり(中略)——今青年團體の現狀に鑑み、之が健全なる發達に資すべき當今の要項を左に條擧し以て地方の實狀に顧み、參酌其の宜しきを制せしめんとを期す。

(1) 青年をして實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し之が施設に勉め

- 相率めて學に就かしめ以て其の普及と徹底とを圖らんことを要す。
- (2) 公共の精神を養ひ公民たるの性格を陶冶するは青年の教養に於て缺くべからざる要綱たり補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ以て其目的を達成せむことを要す
 - (3) 方今圖書の刊行せらるゝもの多く之に伴うて青年の讀書趣味を増進するもの夥しとせず能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣めしむことを要す
 - (4) 青年の身體を鍛鍊して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要素たり心身共に堅實なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處して其本分を盡すに於て遺憾なからしめむことを要す
 - (5) 青年の修養は各自の自覺を以て本とす而も之が指導の任に當る者並其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切なる方法により之が善導と養成とに勉めむことを要す
 - (6) 青年團體の指導方法に關し先進者の所見時に抵觸矛盾に涉り之が實行爲に阻碍を見ることなきにあらず能く其の間に聯絡を圖り其の果を成し實を收むるに於て遺憾なからむことを要す

○東京市青年團綱領

地方青年團に關する内務文部兩大臣訓令

- (一) 建國の本義を體し立憲自治の思想を養ひ國民的精神を宣揚すべし
- (二) 帝都の地位に順み質實剛健の風を興し市民たるの本分を發揮すべし

とあつてその實行獎勵要項には左の十項を掲げてある

- 一、宮城前の敬禮
- 二、體力の増進
- 三、禁酒 禁煙
- 四、早寢 早起
- 五、日々の讀書
- 六、公共物の愛護
- 七、街路の尊重
- 八、電車公德の履行
- 九、弱者の扶助
- 十、外人に對する禮讓親切

○田中(義一)大將の青年義勇團準則

綱 領

- 一、皇室を尊崇し國體を辨へ忠孝の大義を全うすること
- 一、規律節制を恪守し服從協同の徳義を重んずること
- 一、體力を練り氣節を尙び怯懦退嬰の氣風を排すること

規 約

- 一、互に相戒めて操行を正しうすること

- 二、個人及び團體の名譽を重んずること
- 三、職務に忠實なるべきこと
- 四、勤儉尙武の風を尙び向上進取の意氣を振作すること
- 五、實踐躬行を旨として空論妄語を慎むこと
- 六、廉耻を重んじ長上を敬ひ朋友に信なること
- 七、人に對しては温良親切なること
- 八、進んで人の難に赴き好んで公共の事に盡すこと
- 九、飲酒喫煙を避け遊惰驕奢の風に感染せざること
- 十、故なくして體操運動武術等體育の修業を缺かざること
- 十一、日常の使用品等衣食住は總べて質素なること
- 十二、浮華淫靡の感興を起さしむべき興行物を覽ざること
- 十三、神社佛閣教會等を重んずること
- 十四、常に團體中の一員たることを忘れず我意放縱の行爲に流れざること

第四節 處女會

處女會は、丁度男子の青年會に相對するもので、國民の半數を占め國民の母となるべき女子の青年期、即ち學校卒業後より婚嫁する迄の婦女子に對する社會的修

養機關である。

從來我が國の女子は、斯る公共的修養の機會も與へられず、殆ど放任され、各家庭に委されてゐたのであるけれども、國家社會生活の大局から眺むる時は、一國の生産風儀、思想品位の上に、女子の知識道德の向上を計ることは、極めて重要なことであつて、青年男子の元氣の振作を必要とするのと毫も甲乙はないものと見なければならぬ。處女の堅實な思想、家政に對する理解と、之を採り得る知能、性に對する自覺と貞操、子女教養の本務の理解の如き、知的、道德的、情操的、技能的修養は、今日以後新時代の女子教育の焦點となるものである。

女學校に學ぶ女子は、此の點に付て相當の指導を受け得る機會があるけれども、然らざる女子は、舊式の家庭に追込まれて、時代の進歩に伴ふ知識道德を解せず、家庭生活の改善はいつまでも放任され、延ては社會的國家的向上も阻害されるのである。偶々新しい風に吹かれると忽ち惡風に感染して、操守と順應の選定が出来ない。

かやうにして我が國の文化は、男子だけの文化、國民の半分の進歩、女子を抜にし

た片輪な文化とならざるを得ない。それは家庭生活に於てのみならず、職業生活に於ても國家的社會的生活に於ても、決して満足なものは出来るわけがない。此の意味に於て、男女の教育に輕重がなく、青年團と處女會の指導に甲乙先後はないものである。

第十六章 歐米に於ける公民教育の概要

同じく公民教育といつても、其の國民性と、學統と、起源國情によつて多大の差異を見るのである。大體佛國流、獨逸流、英米流の三つの型とでもいふべきものが現に現はれてゐるので、以下それに付て簡單に其の特色を述べて見よう。

一、佛國流

佛國は佛蘭西革命以來、公民科の教授に特別の注意を拂ひ、率先して一の獨立した教科目を設けてゐる。即ち一八八二年コンドルセーの法案によつて、次の様な系統的方案によつて小學校の兒童に課することにした。

- (1) 初等科(滿七歳より九歳迄)
國民的思想を喚起すべき事項を授ける
- (2) 中級科(滿九歳より十一歳迄)
佛國制度の一般
- (3) 上級科(滿十一歳より十三歳迄)

政治上、行政上、裁判所の組織の稍高き概念

佛國の公民科が専門的で知的に偏してゐることは既に前に述べたが、兎も角も彼國では小學校より以上の學校に至る迄、通じて公民科を課して佛國の堅實なる發展を期してゐるのが彼の特色である。

二、獨逸流

獨逸では祖國科、社會科等と稱し、デルベルトの様に早くより公民的知識を小學校に於て授くることを主張したものがあつたので一八八〇年代より特に公民的知識の必要は高唱される様になつた。然し其の特色は之を以て特別の教科となさずして、他教科の教授に際して、附帶的に取扱ふ方が結局有效な方法であると認められてゐる處に存する。獨逸の學者の中には佛國のやり方に對して、其の形式の美しい割合に實績は收めて居ないといつて、明に非難してゐるものが多い。尙フエルスターの如きは道德教育によつてケルシエンシユタイナーは共同手工作業によつて、特に其の効果を擧げやうと努めてゐるのである。

三、米國流

北米合衆國でも亦一八八〇年代より特に公民的陶冶に注目するやうになつた。一八九二年國民教育十委員會は小學校の第八學年及中學校の終學年に於て、公民的知識を授くべきことを勧め、爾後公民科に對する議論は、漸く喧しい。けれども其の特色は獨逸と同じく、彼の國性に照らして専ら歴史科に附帶して教授し、他方面に於て、學校生活及訓練に於て市民としての品性陶冶を實行によつて陶冶しようとする點に存する。而して其の實績は着々として收めつゝある様に見える。併し米國ではかゝる附帶的教授では、動もすれば、法制史の教授に陥つて、現時の諸制度の理解と堪能を忽にする弊を生ずる虞れがあるといふので、最近之を特別の教科としようといふ傾向が次第に加つて來た。

米國で十數年前からシグイクス即ち公民科の必要を主張する様子があるのは此の聲と見ることが出来る。即ち學校で社會學又は社會諸知識を教授する必要が力説され、從來の如く法制、經濟、實業、道德等の知識を、雜然と列べたデバートメント・トスター式のものに満足せず、之を社會學的に組織して、纏つた知識を與へようとするのが其の新しい要望である。

元來米國には所謂米●化●運●動●なるものがある。英●語●と市●民●科●(公●民●科)のそれが、中心をなしてゐる。併しそれは、主として中等學校の教科目となつてゐたので、茲に小學校卒業の者や工場商店等に居る米國人以外の雇傭者に對して午後二時或は三時頃から、學校の正規の授業時間の終つた後に、一週一度一時間位の補習教育をするとか、又は教師の方から、商店や工場へ出張して、都合のよい時間に此等の者を集めて、午後の時間に授業をするといふ企であつて、矢張り一種の補習教育である。之が最も簡単な市民學の教育法で、兒●童●的●で、且●地●方●的●のものから始めねばならぬとされゐる。

次に其の材料の一案を示さう。(川本氏公民教育の理論及實際)

一、市民の習慣に關して

- (1) 公共物の清潔、整頓についての習慣養成
- (2) 公共建築物の外觀美に心を用ふる様にする
- (3) 公共財産に對して其責任感を強くすること
- (4) 異種族、異民族、異國民又は職業を異にするものに對しても同一組織團體内に於

ては市民として接待すること

二、市民の知識に關して

- (1) 近隣に於ける産業状態を知ること
- (2) 各自日常生活に直接關係ある地方政治の必要な所以を知ること
- (3) 官衙にて行はるゝ事務の如何を知り併せて自己の活動すべき方面は何邊にあるかを知らること
- (4) 銀行、新聞、郵便、電信に關しての知識

三、市民の職務に關して

- (1) 市民の建設、改正の義務に有力ならしむること
- (2) 建設又は救済事業に對して公共營力の使用法
- (3) 突發事件に對して政府の活動を要求した場合の各自の態度
- (4) 公共衛生に對する思想
- (5) 法律の權能に對しては絶對服從の意志

四、市民營力の使用に關して

- (1) 公共の諸部門についての義務と其使用法如何即ち公園、學校、圖書館、浴場、其他諸官衙に對しての職務及其利用法
- (2) 半官營の諸事に對する思想
- (3) 諸官衙の出版物の利用法
- (4) 選舉權に關する知識

第十七章 教師の公民的修養

これまで述べた處は、私の考へる公民教育の概念に従つて、主として小學校に於ける其の陶冶の方法を各種の方面から觀察したつもりである。

學校に於ける公民教育は、勿論家庭教育、社會教育と相倚り相俟つて、總體的に其の効果を擧げ得るものであることは、他の一般教育教授の原理に尠しも異なる處はない。

此の點から考へて吾々學校教育にたづさはる者は、先づ家庭及社會と提携すると同時に、それ等のものが教育的使命を自覺して、教育上の効果を擧ぐることに參加し努力してくれるやうに宣傳もし、勸説もし、指導もしなければならぬ。換言すれば、家庭の教育化、社會の教育化の方が先決問題であり、少くとも同時でなければ、人生の指導としては片輪である。

然しながら今日教育教授の理論に於ても、實際に於ても、最も系統的に精密に研究せられ、施設の完備してゐるものは、兎も角も學校教育の方面であつて、今日の處

家庭教育や社會教育は未だ信頼する程に進んでゐないし、近き將來に於ても此の信頼と期待は中々困難であらうと思はれる。して見ると不本意ではあり、片輪の方法ではあるけれども、學校教育が中心となり主力となつて、率先して教育教授の實效を擧げること努力せねばならぬのは、一般教育教授に付て言ひ得ると同様に、公民教育に於てもさうならなければならぬのである。私は常に此の意味を失はない様にしつゝ、今迄縷々述べて來たのである。學校教師の過勞問題も、責任の過重説も、眞實の叫びではあるけれども、今日の國家社會の狀況から見ても、吾々教育者は皆此の苦しさを忍んでまで奉仕的貢獻をなしてゐるわけである。

さて學校教育に於て、公民教育を行ふことになる、他の教育教授と同様に當然の歸結として、否寧ろ前提として、教師の知識堪能と確信を重んぜねばならないことになる。茲に教師の修養問題が生ずるのである。

そこで私は、最後の章に於て、公民教育者としての教師の修養の方法、範圍及程度等に付て述べる順序となつた。然るに困つたことには、公民的修養などは從來の普通の教育者の、最も不得手の方面であつたので、餘計な困難を豫め覺悟せねばな

らないのである。而して

先に述べて來た様に、公民教育の目的が

- 公民的知見
- 公民的道德
- 公民的堪能
- 公民的品性
- 公民的保健

の陶冶にあるのであつて、随分廣汎に互つてゐるのであるからして、其の修養も亦自然其の多方面に互らねばならないわけである。

以下修養研究に關し私の信ずる方法で、且又私の可なり實際に體驗しつゝあることを述べて見よう

一、公民的知見の研究

公民的知識は、其の種類範圍が可なり廣汎である。それは少くとも先に公民的教材として擧げた六種の方面に付て一通りの研究を必要とする。

- (1) 法制的知識
- (2) 經濟財政的知識
- (3) 公民道德に關する知識
- (4) 社會生活に關する知識
- (5) 社會及公安に關する知識
- (6) 思想問題に關する知識

而して之を兒童に教へるものとしては、之が系統的知識の取扱は却て難解となる虞があるけれども、教師の學術研究としては、先づ系統的に研究して其の學術的根據を確立することが肝要である。只雜駁な研究は勞多くして效が少い。斷片的知識や新聞雜誌で讀みかちつた様なものばかりでは、知識の輕重主副の差別が出来ないのである。而して、

(第一)大日本帝國憲法及皇室典範の研究が、第一番に必要である。此等は言ふまでもなく我が國の國家生活の根本義を示した大典であつて、吾々は此の根本法の示す範圍に於て國民生活を營むものであるし、各種の法制上の學問も之を超越して

は、それがたとへ學術としては價值があつても、教育者としては、第二次的にしか考へるに及ばぬ。公民教育者としては國家組織の根本的規定、立憲政治の本質及我が國家の特色を知る上に、憲法、典範の二者の研究に第一に力を注がねばならないと思ふ。

而かもこれを眞に理解するためには國家學の研究を忘れてはならないのである。

(第二)市町村制の研究が次に必要である。

之は市町村といふ地方自治團體の一切を規定したもので、我が國の自治制度を知る爲にはどうしても其の一般に通曉せねばならない。此の自治制度を理解し、自治的精神が涵養されて、市町村民の教育にも其の生命が躍動するであらう。

(第三)社會學に關する研究に移るがよい。

今日社會に關する研究は、學術的たると實際的たるとを問はず、人生を理解する上に、極めて、基本的研究と見る様になつた。社會の組織、本質、施設、諸現象に關する研究が、社會學或は社會政策學として詳細に研究せられて來た。其の原理に基い

て、社會制度が改善せられ、社會的施設が行はれる等、社會政策の根本を理解する上には、是非共社會學の根本原理を捉へることが必要である。社會の成立、連帶、責任の原理、相互扶助と相互制裁の法則を明確にして置くことは、實生活の指導者としては、最も根本的の知識であると考へる。

(第四)公民道德の研究も忘れてはならない。

公民教育の眞諦は、單に國家社會の理解其物ではなく、又單なる堪能でもなく、之によつて、之を以て、公共生活を道德化し、國民として社會人としてのゾルレンに忠實ならしむるのである。只物識りとなり、法制經濟に明るいといふことだけでは、場合によつては、危険なこともある。正宗の銘刀を強盜に持たせた様なものであるからである。職業の倫理化、團體生活の倫理化を必要とするのもそれが爲である。職業的利己團體的利己にならないとも限らないからである。此の點に付ては教師に先づ明確な道德觀を立てる必要がある。それが爲に、公民としての道德に付て、研究せねばならない。

私は以上の四方面の研究が、どうしても公民的知識道德を研究する上の基本と

なるものであると考へる。それから各種の方面の研究が派生し展開されて、次第に次の様な内容が究明されることを望むものである。

(A) 法制的知識に關する方面

- (1) 皇室令
- (2) 攝政令 公式令
- (3) 民法 民事訴訟法
- (4) 商法 — 商業、商人、會社、手形
- (5) 國際公法 — 戰時、平時
- (6) 行政法
- (7) 刑法 刑事訴訟法
- (8) 裁判所構成法 — 裁判所 監獄 辯護士
- (9) 條約
- (10) 貴族院令
- (11) 議院法 衆議院議員選舉法

- (12) 府縣制
- (13) 政黨等
- (B) 經濟財政に關する方面
 - (1) 經濟——經濟、會社、銀行、組合、合同企業、分業
 - (2) 財政——公經濟、私經濟
 - (8) 租稅——國稅、地方稅
- (C) 公民道德に關する方面
 - (1) 國民道德
 - (2) 國際道德
 - (3) 社會道德
 - (4) 職業道德
- (D) 社會生活及社會問題に關する方面
 - (1) 社會制度——交通、修養、娛樂、公衆衛生
 - (2) 社會政策

- (3) 社會事業——救恤、救貧、教化、矯正等
- (4) 社會問題——勞働問題、產兒問題、婦人問題、思想問題等
- (E) 公安に關する方面
 - (1) 普通警察——治安警察
 - (2) 非常警察
 - (3) 消防
 - (4) 保險等

以上の多方面の研究は次の様な方法に依るべきものであらうと思ふ。平凡な
ことではあるが

(1) 讀書調査

今日此等に關する書物は寧ろ多きに過ぎて選擇に窮する位である。片つ端か
ら無標準に讀破することは、時間と勞力と經濟に於て甚しい不見識であり、又到底
そんな餘裕はあるものでない。

それで特に重要な書物を僅に選定し、それで確實に要領を會得することゝ、それ

に新刊の雑誌に注目することを厲行し得れば十分であると思ふ。其他出来る限り新刊書に目を通し、新聞雑誌に注意して、之を常に研究的に考慮する様な態度で居れば、國家社會の活きた問題に對する判断を誤らないことが出来るであらう。

(2) 聴講

講習會、講演會といふ様々の種類の企てが、公共の團體に依て行はれる。特に大都市では其の選擇に困る位に盛んである。現在では地方でも相當に此等の機會を捕へることは決して貧弱ではないと思はれる。私が之に付て特に注意したいと思ふのは、公民的修養を狭く考へないで、哲學、科學、宗教、藝術、産業、政治等の各方面の講演の機會もを逸しないで、他の修養と兼ね根本の思想を培ふ様にすることが必要であるといふことである。

(3) 見學、實地踏査

展覽會、陳列場、自治館等を見學し、場合によつては實地實物に付て親しく調査研究することは、何も公民的修養に限つたことではなく、何れの場合でも極めて大切な研究方法である。社會事業の多くは此の研究法に屬すると見るがよい。

以上の方法に忠實であれば、公民的教材の研究と資料の蒐集とに不足はないと考へる。けれども特に其の市町村の教育に當るものは、其の市町村勢と市町村是の研究をなし、先づ市町村の現況と將來に對する理想とに理解が出来た者に、眞に徹底した適切な市町村民の教育が期し得られるものであると信するのである。

二、公民生活の體驗

教師も公民である。否、公民でなければならぬ。先づ自ら公民生活をなすべきものである。自ら善良有爲の公民的生活の體驗を提げて、之を兒童の生活に移植し、暗示と好模範を與へるのは、最も力強い且つ手近い公民教育の良法である。自ら公民的性格の所有者でなくては、公民教育が單なる知的陶冶でない限り、至難の業と言はねばならない。

そこで教師の公民生活として顯著なものから考へて見ると、どうしても國民の三大義務の公正なる厲行が第一であると思ふ。

(1) 納税の義務

納税は財産若しくは收入に對する金錢的奉仕であつて、財産若しくは收入の一部

分を提供して國家社會生活の經費を負担するものである。

租税も近年負擔の公平、租税の正義の原則が考慮される様になつて、課税上、應能提供的法則が餘程適用せられて來たから、吾々勤勞所得によつて生活する者には、一定の公定控除額を附せられるに至つた。然し租税の認定はどうせ社會的地位によつて課せられる場合が多いから、田舎の様に教師の地位の比較的高い處では、餘計の奉仕をすることになるのが實狀である。都會では其の地位の認められないだけに、場合によつては殆ど金銭的奉仕をしない者もある。其の證據には、東京の様な大都市には、所得税を納めない教師が澤山居る。所得税を納めないといすれば、他に土地や家屋がない以上他に國税の負擔もなく、又地方税の附加もないわけで、つまり無奉仕となるのである。之は果して幸か不幸か、個人としても公民としても一寸考へ物である。論より證據吾々の様な下級判任官の薄給の身分では、それから勤勞所得と考幼家族の存在の恩惠的控除によつて、納税の義務を免れるのはよいとして、其が爲に國民最大の義務であり權利である議員選舉權が剝奪される事になるのである。恩惠か虐待か一寸判斷に苦むのである。何たる矛盾であ

り皮肉であらう。之を無自覺でゐられる人はよいかも知れないが、立憲政治に自覺した人の決して無視すべきことでないのである。これは必しも租税制度の缺陷ではなくして、寧ろ待遇法の缺陷であり、選舉法の缺陷の爲にこんなことになつたのである。

兎も角教師ともあるものは、國民として又市町村民としても應分の負擔をなすといふとは、金額の如何に拘らず、それが必然の公民的資格であると考へねばならない。免れて喜ぶのは人情として一應尤もであるけれども、全然他人の恩惠に甘んじて、租税の一文も納めないで國家生活、社會生活、自治體生活に浴するのは、如何にも油虫の様な寄生生活と言はれても仕方がない。寄生生活をしては國家、社會、自治體へ對して直接の發言權も憚らなければならぬし、參政權も行使する由がない。即ち公民生活は非常に局限せられるのである。苟も一教師として獨立の生計を立て一家の戸主たるものは、應分の金銭的負擔をなし、參政權を行使し、公民生活を體驗する様に改善せねばならないのである。租税制度は單獨な租税制度に終らないで、今や政治問題となり國家問題としても考へねばならないのである。

前東京市長後藤新平子は其の自治團綱領第五項に於て、國民の金錢的負擔に付て次の様に述べて居られる。

人民が國の費用を負擔するといふことに付ては、

第一に國の費用が有益な用途に使用せらるゝものであるかどうか

第二に其の取立の方法が甘く行つて居るかどうか

第三に其の各階級への割當て歩合が公平であるかどうか
之を十分に吟味しなければならぬ。

我が自治團に於ては此等の點を研究し、特に各階級に對する割當歩合に付て最も釣合のよいやうにすることに専心努むべきである。かくして出来るだけ節約もし、租税の負擔の苦痛を和ぐること、意を用ふるに至れば、自然に所謂民力涵養の結果を來し、國民各階級に餘力を生ずるは勿論、國民は義勇奉公の念に勇み立ち、成る程と自ら覺り喜んで國家の爲に貢獻することとなるのである。云々、之は爲政者、自治體首腦者の道である。

(2) 兵役の義務

之は男子の占有であり、年齢上からいつても十七歳以上四十歳迄の一部の者の特權である。けれども其の國民皆兵の精神は敢て老幼婦女なるを問はないもので、苟も國籍上日本臣民たる以上、必然に國家防衛の義務と責任とを有するものである。但し此處では兵役の義務を狹義に限り、男子滿二十歳に達し徵兵検査を受けて、立派に兵役に就くことの出来るものは、又一層名譽の地位に就くことの出来たもので、公民としての有力なる體驗である。男教師にして自ら兵營生活をなすことが出来たものは、身を以て兒童の前に公民の一大負擔を果して見せたものである。一度兵營生活を果したものは、確に國家的精神の眞劍味が多い。體驗生活の賜は貴いものである。勿論不幸にして、其の體驗生活のない者と雖、其の形式と方法とは異なれ、他の國家奉仕の體驗を以て兒童を率ゆる事が大切である。

(3) 就學せしむる義務

兒童滿六歳に達すれば、其の保護者たる者は、爾後六ヶ年の小學教育を終了させる義務を負擔するものである。此の點に付ては、獨り國家公共の立場から考へなくとも、直接個人の知能を高め、生活力を收得するわけであるから、此の義務を果さ

ないものは極めて少い。況や教師に於ては勿論問題とはならないが、此の義務を果すことは事實父兄としては容易なことではない。此點になると若い教師や獨身者等では、他人の子供に付て彼此れ感じたことも、他家に義務督促をして見た経験でも、未だ自分の子に付いて、保護者としての體驗に比べれば、不徹底なものであらう。

(4) 選舉權及被選舉權の行使

選舉は立憲政治、間接政治の基本を形成するものである。神聖なる一票の價値は實に國民參政の表現であり、選舉權の行使は公民生活の眼目である。従つて教師は先づ自ら此の清き一票の入れ處を公正にやることが先決問題となる。

然るに我が國の選舉權は、衆議院議員に付ても府縣會議員に付ても、何れも、財産を以て最大の要件とする一種の制限、選舉制度である。従つて如何に教育はあり識見は備へてゐても、財産及収入の點に於て不十分な人は、實に此の一票の選舉權が與へられない。公民生活から除外せられる様になつてゐる。又血税を拂つて國防の重任に就いた兵役義務完了者にも、此の點が考慮せられてゐない。現今中

等學校以上の學校卒業者で、知識階級を以て自任し、國家社會生活の下級幹部となつて勤勞してゐる人にも、財産と収入なくして選舉場に出られないのが事實である。普通選舉制度の叫ばれるのも此の邊の矛盾から出た聲である。かやうにして、現在多くの教育者は、衆議院議員選舉權を有しないのである。私は昨年東京市小石川區役所に付て、區内教育者の有權者を調査して吃驚したのである。それに公民教育の重任を負擔させても徹底するわけがない。誰でも自己の生活に沒交渉な任務は、とても眞劍に引受けられるものでない。次に被選舉權に付ては、小學校教員は、衆議院議員選舉法第十三條によつて禁ぜられてゐる。之には相當の理由もあり、外國の例も亦多くは左様になつてゐるさうであるけれども、其の理由及慣例は不十分であると言ふの外はない。若し事實上弊害のみを見て論ずるならばより以上に禁止すべき者は澤山にあるであらう。

陪審法に於ても陪審員たるの資格を與へられてゐない。かやうに門内に入らせないで門内の公民を教育せよといふ企は、何としても不十分である。昔の僧侶が僧院といふ別天地で教育した其の効果を、教育史上に研

究したならば思ひ半に過ぎるであらう。或る公民教育に熱心な小學校教師が片務的責任を非難したのも止を得ない聲である。如何に社會奉仕と雖も餘りの片務的規定は機會均等にも、正義の觀念にも反するので決して好結果を收め得るものではない。

三、學校の公民的生活

學校職員は學校に於て一の公共的生活を營み、公民的生活をなしつつあるものである。又多くの公立小學校は、法令の規定によつて判任官待遇、奏任官待遇たる身分で、訓導乃至校長といふ職務を以つて國家の教育事務を執りつゝあるものである。勿論人數に多少があり學校に大小の別がある。組織の繁簡、都鄙の區別はあらうが、然し學校職員は少くとも次の四種の公民生活を考へることが出来る。

(1) 監督官廳に對する關係

之は國家の法令を適用する關係である。然し治者被治者、監督者被監督者といふ様な形式ばつた考へよりも、廣く國家社會の文化の發達、福利の増進の爲に、教育といふ仕事をお互に眞劍にやつてゐるものであるといふ態度で、相互の權利義務

を尊重し、自由裁量の部分を多くし、責任を自覺して進んでやるといふ様にならなければ能率は擧るものではないと思ふ。官僚式や權力主義、命令服従主義も或點迄は秩序の上に必要であるけれども、立憲協調主義、奉仕主義によつて自主的態度で各自の責任を十分に果すやうにしたいものである。

(2) 校長對職員の關係

之も從來所謂官僚主義を以て部下統御の方法と心得、法規や權力を唯一の武器とした事務家的校長もあつたが、今日では共働共榮共樂の法則に従ひ、學校の成績を連帶責任とし、各自の人格的奉仕に信賴する様な態度に出なければならぬのである。然し多數の職員の中には秩序を紊り職務といふ公の勤務を私有品視する様な没曉漢が居ないとも限らないものであるから、萬一それ等の者があれば、自ら人格を放棄し責任に堪へないことを白狀してゐるものであるから、宜しく速に教育界より排除するがよい。

(3) 教師相互の關係

之は勿論共存共樂で行きたい。一部の者に勢力が集注したり、壟斷獨占の事實

があれば共存共榮共樂は出來ないのである。不平も起り反感も生ずるであらう。然し一面に相互の秩序を保つ必要がある。新舊、上下、老若の區別は一般社會生活でも嚴存する處である。特に公共團體の生活であり、國法上の一定の規定に従ふべき特殊の社會であるから、一定の人爲的階級のあるのは當然である。此の根本義を忘れて無差別觀を抱くやうでは、かゝる特殊の社會に居ることが抑、間違である。且教育的努力の上に、又兒童教養の信念の上に、最善の研究をなすべき本務に付ては、上下の區別も、席の上下もないと考へる。

(4) 教師對兒童の關係

教師が教授の壘に立籠り、教師本位に振舞つた時代もあつた。今でも時代後れの考への者にはあるかも知れない。然し他人の人格を重視しなければならぬ事は、何も子供であるからといつて例外を許すべきでない。原則として教育は愛の事業であり、又學校は最も公正なる場所と見るのが至當である。

而して又教師は確に指導者であり、善に導くべき地位と權威を有するものである。たゞ現在の生活、眼前の事實に囚はれないで、將來の人生を見通しての指導で

なければならぬ。利那主義、現在主義は人生の向上を妨ぐるものが甚しい。特に兒童がまだ心身共發展向上の過程にある以上、抑制矯正善導の手段を講ずることとは、兒童自身の爲にも、國家の大計から見ても必要なことである。兒童が教師の神聖なる教權に絶対に心服することは、寧ろ自立的自治的境涯に到達すべき前件として見なければならぬ。

以上の兩面からの觀察は、現代生活に於て教師の最も明確にして置かねばならない點である。兒童重視と教權の確立とは共に必要で、併存すべきものである。

(5) 小使及外來者との關係

學校小使は、學校生活の人的要素の一つである。彼等が若し、學校の爲に獻身的に努力してくれるならば、延て兒童に好影響を及ぼすこと決して尠少ではない。校長教師の小使に對する態度、小使の職務に對する忠實貢獻の狀況は、公民生活所としての學校より決して見逃すわけに行かない。

其他學校へ出入する商人、來賓等の言語行動も亦見逃すわけに行かない。學校教育の影響は、教壇上での説法より、かゝる隱微の方面から兒童に直接に與へる影

響の方が可なり鋭敏で深刻な場合がある。私の學校で靴商人が常に約束を守らないといふことをよく修身の實例に兒童の擧げる例がある。

(6) 市町村長、吏員、議員及一般保護者との關係

此の點も可なり考ふべき事情があるが、公民教育上稍、間接になるから省くことにする。

四、社會生活の理解と興味

教師に社會生活の理解のないことは定評である。それには教育者の純真な生活を賞讃する意味と教師の世間知らずといふ譏りとが、兩様含まれてゐるのである。之は一面師範教育の制度から來ること、二十歳前後の青年期を師範學校の寄宿舎生活をする間に、社會と懸絶した性格と、常識の乏しい人間味の薄い一種の型に仕上げられるのである。丁度裁判官の非常識沙汰と共に非難の的となつてゐる。師範學校が一面に眞面目な堅實な所謂教育者型の教師を作つた事は、私は必ずしも貶すべきではないと思ふ。少々常識は缺けてゐても構はない、人間味は薄くても堅實な者に教育を任せる事は、大多數の父兄も寧ろ望む處であらう。教

育學者さへ師範教育を以て功罪相半ばすることを論じてゐる位で、確に長所短所を具へるのである。

然し將來の教育は、どうしても社會と足並を揃へて社會の中で行はねばならない。又學校は社會と隔離してはいけない。廣く考へれば教育、教化は、社會事業の最も優れた系統的な方法であらう。

社會の成立、制度に付て、幾多の根本的疑問を懐く思想の湧いて來た今日、教育者自身が餘程しつかりした社會觀を有しないと、思想の根柢が動搖するやうなことになるであらう。

五、公民教育の理解と信念

現今教育思潮は實に夥しいものである。目的論から教材論、方法論に互つて、一通研究もし、且つ理解するとは中々容易でない。而もそれから／＼とすん／＼後から湧いて來るので、送迎に暇がないといふ調子である。

けれども我々は其の實行に當つては、其の中最も堅實なものと思ふ處にうんと腰を据ゑて、自己の所信に忠實に且猛進しなければならぬと思ふ。研究的態

度はよいが、常に右に左に動搖してゐては其の教育的影響も決して深刻ではない。研究の結果、理解を得、自己の信念の確立した處に向つて、國家法令の範圍に於て、國家社會文化の向上福利の増進の爲に、將又兒童生徒の人格實現の爲に、全精力を捧げるのが即ち吾々の研究の結論でなければならぬ。

而して私自身は教育の目的論的考察から遂に公民教育を以て其の信念の中心とするに至つたのである。(大正十二年七月十二日午後四時半終る)

新公民教育の研究 終

大正十二年十二月二十日印刷
 大正十二年十二月廿五日發行

定價 參圓四拾錢



新公民教育の研究

著者 鹿兒島 登 佐
 發行者 東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地 目 黑 甚 七
 印刷者 東京市牛込區榎町七番地 本 間 十 三 郎
 印刷所 東京市牛込區榎町七番地 日清印刷株式會社

發行所

東京市京橋區南傳馬町二丁目
 新潟縣長岡市表四ノ町(本店)

目 黑 書 店

(東京) 電話京橋二一六三番
 振替口座二八〇九番
 (岡長) 電話長岡一八番
 振替口座三六一九番

275
74

終

